

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	郡家6地区 (池田、久能寺、万代寺、上万代寺、土師百井、土師百井二、石田百井、米岡、国中一区、国中二区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域においては大型農業法人、農事組合法人、町外の認定農業者(畜産法人)、個人認定農業者、個人基本構想水準到達者などの担い手により約36.5%の農地が担い手へ集積されている。また、担い手以外にも経営規模1ha～4haの利用者が19名あり水稻を中心とした園芸品目等の取組により多様な農業経営が行われている。地域内農家の約35%が70歳と高齢化が進んでおり、今後10年後を想定すると遊休農地の増加は否定できない状態にある。また、約22haの農地が貸し出し希望となっているが、貸し出し希望農地のうち担い手が借受する予定農地は5.3haであり、多くの農地の利用者が決まっていない状況となっている。

鳥獣被害対策が深刻である。個々の生産者で侵入防止策等の対策を講じてはいるものの、年々出没範囲が増加しており、被害が抑えきれない状況となっていく。

本地域においては4集落が多面的機能交付金支払制度を活用し農地及び農業用施設の維持管理を実施している。しかしながら、事務の複雑化及び農業者の高齢化に伴い今後の事業活用が困難な組織もでてきている。

※地域内における主な栽培品目:水稻91.1ha、飼料用米・飼料用稲1.2ha、果樹6.3ha、野菜・花等15.8ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は担い手による農地集積が36.5%であり、担い手による作目は大型農業法人が水稻を中心とした白ねぎの栽培、農事組合法人については水稻、畜産法人については飼料用米・飼料用稲、個人認定農業者については水稻を中心とした白ねぎ栽培、基本構想水準到達者については水稻を中心とした多種の園芸品目に取り組んでいる。

また、本地域では果樹栽培も盛んであり、数件の農家が梨、柿などの園芸品目に取り組んでいる。

(2)でも記述した様に高齢化などの要因により離農者が増加する見込みであり、貸し出し希望の農地が増える見込みとなっているが、借受を希望する担い手が少ない状況である。このため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しながら集積を進め、地域と担い手が一体となって農地利用を利用していく体制の構築を図る必要がある。

鳥獣被害に対応するため、地域全体で対策を検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	173.11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	135.89 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在、基盤整備事業の計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の本地域における農業経営安定のためには現在の担い手の存続が不可欠である。地域内担い手が本地域でしっかりと営農が継続できるよう各種補助事業の活用等により支援を行っていく。 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業体を実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。

②本地域の担い手において化学肥料、農薬の削減した取組を実施している。(特別栽培1法人、環境保全型農業直接支払交付金制度活用1法人1個人)また2名の個人農家が有機JASを認証取得しており、水稻、野菜で有機農業に取り組んでいる。

③本地域の担い手においてドローンによる農薬散布などスマート農業の実践を行っている。

⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。